

一般財団法人工業所有権電子情報化センター 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

2. 行動計画に掲げる目標及び対策について :

目標(1) : 妊娠中及び出産後における支援制度の周知

(対策) : 妊娠中及び出産後の職員に対し、本財団の次に掲げる①～⑨の支援制度を周知し、積極的な活用を進めるための情報提供を行う。

- ① 母性健康管理のための休暇
- ② 産前休暇
- ③ 産後休暇
- ④ 育児休業
- ⑤ 時間外労働の制限
- ⑦ 深夜業の制限
- ⑧ 勤務時間の短縮措置
- ⑨ 子の看護のための休暇

目標(2) : 男性職員が育児休業を取得しやすい環境整備を行う。

(対策) : 妻の妊娠及び出産に伴って、本財団の次に掲げる①～⑥の男性職員が利用できる子育て支援制度について周知し、積極的な活用を進めるための情報提供を行う。

- ① 出産休暇
- ② 育児休暇
- ③ 時間外労働の制限
- ④ 深夜業の制限
- ⑤ 勤務時間の短縮措置
- ⑥ 子の看護のための休暇

目標(3) : 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ① 時間外労働の削減
 - ・時間外労働は、例外的な場合に行われるものであるという認識を徹底し、帰宅しやすい職場環境を構築する。
- ② 年次有給休暇の取得促進
 - ・年次有給休暇の取得について、職員個人のニーズに合った取得を促進するために、年次有給休暇が取得しやすい職場環境を構築する。